

太陽光発電の余剰電力買取制度においては、前年1月～12月における買取費用を、当年4月～翌年3月分の電気料金において「太陽光発電促進付加金」として申し受けしております。

一方、再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、当年4月～翌年3月における買取費用を、同じく当年4月～翌年3月分の電気料金において「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として申し受けることとなります。

このように、両買取制度において買取費用を申し受けるタイミングが異なることから、制度の移行に伴う当面の間、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」と「太陽光発電促進付加金」とをあわせてご負担いただく期間が発生いたします。

